全タク連発第１４２号
令和８年１１月１９日

国土交通省物流・自動車局長　舟本　　浩　様

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
会　長　　川鍋一朗
副会長　　田中亮一郎

軽自動車タクシーの導入にあたっての最低車両数１両以上の
営業区域における導入可能台数について（要望）

全国ハイヤー・タクシー連合会では、タクシー事業における軽自動車の活用を実現するため、「タクシー事業における軽自動車の活用小委員会」（小委員長：田中地域交通委員長兼副会長）を設置、検討課題について議論を進め、内燃機関を有する軽自動車タクシー（以下「軽自動車タクシー」という。）の導入について、要望書「内燃機関系軽自動車タクシーの導入について」（令和８年３月１８日付全タク連発第１８７号）を提出、国土交通省における検討を要望したところです。

国土交通省では、当該要望書を踏まえ、運転者不足等への対応及び交通空白を解消する観点から、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和８年６月１日付国自旅第３７号）により、軽自動車タクシーの導入を可能とする制度を整備いただきました。

一方、当該通達においては、軽自動車タクシーの導入可能台数として、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成１３年８月２９日付国自旅第７２号）別紙１．（４）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とする旨が定められています。

①　最低車両数が１０両以上の地域：営業所の配置台数の２割まで
②　上記以外の地域：営業所の配置台数の５割まで

その結果、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長が公示する「法人タクシー事

業の許可及び認可申請の審査基準」において、営業所ごとの最低車両数が１両以上と規定されている営業区域にあっては、当該審査基準によりタクシー車両を１両のみ配置している事業者に対しては、「営業所の配置台数の５割まで」とする規定に基づき軽自動車タクシーの導入が許可されない事案が生じております。

軽自動車タクシーの導入趣旨は、

- 交通空白の解消には人材確保が不可欠であり、女性ドライバー等の雇用推進には、日常生活において使い慣れた軽自動車の活用が期待されていること。
- ＬＰガス・スタンドの著しい減少が進む中、ガソリンを使用する軽自動車タクシーの導入により車両の選択肢を増やす必要があること。
- メーカー側の都合により、タクシー専用車両及びＵＤタクシーであるガソリン・ハイブリッド車両の受注が停止し、それらの車両の調達が難しいとの課題があることから、軽自動車タクシーの導入により車両の選択肢を増やす必要があること。

等への対応が求められたものであり、営業所ごとの最低車両数が１両以上と規定されている営業区域こそ、これらの対応の必要性が高いと考えられるものの、軽自動車タクシーの導入が認められていない状況にあります。

つきましては、営業所ごとの最低車両数が１両以上と規定されている営業区域における導入可能台数について、下記の通り要望いたします。ご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

○　タクシー事業における軽自動車の活用について　別紙

３．導入可能台数

②　上記以外の地域：営業所の配置台数の５割まで

に次のただし書きの追記をお願いいたします。

ただし、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長が公示する「法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準」において、営業所ごとの最低車両数が１両以上と規定されている営業区域であり、かつ、当該営業区域に存する営業所の配置車両数が１両である場合に限り、営業所の配置台数の１０割までとする。